# [事案 2022-123] 新契約取消請求

• 令和5年3月22日 裁定終了

## <事案の概要>

募集人の説明不足を理由に、契約の取消しを求めて申立てのあったもの。

### <申立人の主張>

令和2年11月に契約した緩和型医療保険について、令和4年6月に契約は失効したが、以下等の理由により、契約を取り消し、既払込保険料を返還してほしい。

- (1)病歴がないにもかかわらず、健康体の保険の説明もなく、本契約が緩和型商品であると知らずに加入した。
- (2)募集人から、本契約の死亡保障や生存給付金等は全てセットであり、いずれかを外すことはできないと言われた。

#### <保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、緩和型商品の他にも複数のプランを提示している。本契約については、医療保障を中心に生存給付金等が付加された商品であることを説明しており、申立人は、その点に満足して加入したものと認識している。
- (2) 契約手続時、募集人は、募集用携帯端末により各確認項目を説明し、申立人が確認およびチェックを行った。

#### <裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集時の説明内容等や和解 を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明不足は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別 事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。